

## 特定非営利活動法人しんせい会員規定

### (目的)

第1条 この規定は、この法人の会員がこの法人の運営および諸事業に対し有する権利および義務の詳細を明確にするために設ける。

### (性格)

第2条 この法人の会員は、この法人の定款に定められた目的と事業内容をよく認識し、財政面での支えとなるとともに、法人定款が定める目的の実現に寄与するものである。

### (会員の範囲と義務)

第3条 この法人の会員は、定款第6条に定める種別の通りとし、定款第8条および定款付則5の規定により、本規定第5条の会費を納入しなければならない

### (入会)

第4条 定款7条により会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会するものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (会費)

第5条 定款第8条により会費は、次の通りとする。

#### (1) 正会員

入会金 2,000 円

年会費 3,000 円

#### (2) 賛助会員

年会費 3,000 円

2 年会費は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1か年の会費をいう。

### (会費の納入)

第6条 会員は、毎年当該年度の会費を年度当初に納入するものとする。ただし、年度中途に新たに入会した会員は、当該年度会費を入会の際に納入するものとする。尚、年度期末の属する月に入会した場合は特例として当該年度会費を免除とする。

### (会員の資格の喪失)

第7条 定款9条により会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき

(2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき

(3) 継続して2年以上会費を滞納し、かつ、納入の意思が無いとき

(4) 除名されたとき

(退会および除名)

第8条 定款第10条により会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第9条 定款第11条により会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、本法人の定款または規則に違反したとき
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき  
(抛出金品の不返還)

第10条 定款第12条の定めにより既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

(役割)

第11条 会員は、次に掲げる役割の遵守につとめなければならない。

- (1) 正会員は総会への出席と議決権の行使
- (2) 事業活動への参加

(特典)

第12条 会員は、この法人が発行する資料等の優先的配付を受けることができる。

2 会員は、この法人が開催する集会等に優先的に参加することができる。

3 会員は、この法人が提供する会員限定商品を購入することができる。

(規定の変更)

第13条 この規定は、理事会の議決によって変更することができる。

2021年1月28日施

行